

書面によるフォローアップ点検の 実施について

2026年9月15日

1. フォローアップ点検の実施状況および今後の方向性

- フォローアップ点検は、評価指針Ⅲ－6－2において「書面または書面と実地の併用により実施する」とし、2つの手法を用いて実施することとしている。
- 2026年度フォローアップ点検実施計画では、トライアル運用の実績を踏まえ「書面と実地を併用する」とし、8月末までに10店の点検に着手している。

点検先 代理店 (内訳)	兼業代理店				専業代理店	合計
	自動車	不動産	金融	企業		
	1店	1店	3店	3店		
					2店	10店

- 同計画では、「実効性を確保しつつ、機動的な点検を実施できる手法についても検討を進める」としており、2026年度下期から「書面による点検(書面点検)」も併せて実施する。

2. 書面点検と書面実地併用点検の主な手順

➤ フォローアップ点検の主な手順は、次のとおり。

	主な手順	書面(実地なし)	書面実地併用
1	フォローアップ点検の実施通知	—	—
2	点検ガイダンス(説明会)	オンライン会議	同左
3	経営層へのプレヒアリング	オンライン会議	同左
4	アンケート・質問票・資料提出	書面(データ)	同左
5	経営層・募集人へのヒアリング	オンライン会議	実地(現地訪問)
6	点検結果確認会	オンライン会議	同左
7	フォローアップ点検の結果通知	—	—

- ✓ 書面点検、書面実地併用点検ともに、基本的には同じ手順で点検を実施する。
- ✓ 点検手法の主な違いは、「実地(現地訪問)」があるかないかであり、書面点検では、実地(現地訪問)に代えて、オンライン会議でのヒアリングを実施する。

3. 書面点検の特徴(機動性・実効性)

- 書面点検では、点検項目を限定することにより、短期間に多くの代理店に対して機動的な点検が実施できる。
- オンライン会議による代理店とのコミュニケーションを通じて、可能な限り、深度ある対面を実現する。
- また、必要に応じて書面・実地併用点検に切り替えることで、点検の実効性を確保する。

	書面点検	(参考)書面・実地併用点検
特徴	・ 評価本部(点検者)にとって、時間的・距離的な制約が少なく、機動的に点検を実施できる。 ・ 代理店にとって、時間的・物理的な制約が少なく、柔軟に点検に対応できる。	・ 点検者が代理店の経営者層や募集人と対面することで、深度ある対話につなげることができる。 ・ 点検者・代理店の双方にとって、時間的・物理的な制約を受ける。

4.フォローアップ点検実施計画(その1)

- 2026年度下期における書面によるフォローアップ点検では、自動車関連業の乗合代理店を対象に、「比較推奨販売」および「過度の便宜供与の禁止」の2項目について、体制整備状況を確認する。

(理由)

- ✓ 比較推奨販売の適正化に関しては、本年8月28日付で保険業法施行規則が改正公布され、2028年3月1日から施行される(金融庁監督指針の改正についても同様)こととなっており、これに向けた対応が求められる。
 - ✓ 自動車関連業は、代理店類型の構成比が最も高く(56.4%)、また、直近の自己点検結果では、比較推奨販売に関して「課題を認識している」と回答している割合が他の類型と比較して高い。
 - ✓ 金融審議会における議論では、便宜供与等の要素が代理店の推奨判断に影響する状況の是正が必要との指摘がなされている。
- 本点検実施後、損保会社に対しては点検結果のフィードバックを通じて代理店指導等を補完するほか、代理店においては、点検結果の公表を通じて自店での体制整備に活用いただく。

4. フォローアップ点検実施計画(その2)

< 2026年度 書面によるフォローアップ点検実施計画 >

対象代理店	自動車関連業の乗合代理店
点検項目	① 比較推奨販売 ② 過度の便宜供与の禁止
実施時期	2026年度下期
対象店数	20～30代理店(予定)